平成２４年（フ）第１３６８号
福岡市博多区博多駅南３丁目５番13―603号
債務者　高森　美樹
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４３１号
福岡県大野城市筒井１丁目９番10号　301号
債務者　溝田　千人
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４３９号
福岡県春日市伯玄町２丁目48番地稲永アパート206号
債務者　田北　浪男
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４４４号
福岡市西区生の松原１丁目２番11―105号
債務者　宮坂　一平
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４５８号
福岡県春日市須玖南４丁目117番地シューレス春日505号
債務者　加納　凡子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４６３号
福岡市東区原田４丁目29番16―504号
債務者　白土　和美
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４６８号
福岡県古賀市新久保１丁目20番13―202号
債務者　堺　　聖
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４７０号
福岡市早良区干隈５丁目20番３号
債務者　多鹿　延二
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４７２号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原158―１、住民票上の住所福岡市博多区冷泉町８番29―1009号
債務者　佐藤　奈穂
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４７７号
福岡市東区八田３丁目23番20号
債務者　南里真由美
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５１９号
福岡市西区生松台２丁目15番14号
債務者　吉田　有市
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５２９号
福岡県太宰府市坂本２丁目12番38―306号
債務者　橋本　由紀（旧姓辻丸）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５３１号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋526番地１リベラール藤203号
債務者　井川　辰摩
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５３７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原1205番地８刀根貸家２号
債務者　諸熊　広美
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５３９号
福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂２丁目６番10号
債務者　水野　　茂
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５５２号
福岡県春日市天神山１丁目39番地メモリー西村２・203号
債務者　前田　並夫
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５５３号
福岡県春日市天神山１丁目39番地メモリー西村２・203号
債務者　前田美和子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５７２号
福岡市南区屋形原４丁目17番２号
債務者　田中　愛子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部